

8-4 動物・植物・生態系

8-4-1 動物

(1) 調査

1) 調査項目等

調査項目	調査の手法及び調査地域等
<ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物(淡水産貝類含む)、真正クモ類、陸産貝類の状況 ・重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況(東海丘陵の小湿地群においては、「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成19年3月、愛知県)に挙げられている種及び専門家の助言により選定した湿地性の種を対象) ・注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 	<p>文献調査：地域に生息する動物関連の文献資料を収集し、整理した。 なお、必要に応じて専門家ヒアリングを行った。</p> <p>現地調査：</p> <p>〈哺乳類〉任意確認、夜間撮影、トラップ法 〈鳥類〉任意確認、ラインセンサス法、ポイントセンサス法（一般鳥類） 定点観察法、営巣地調査（希少猛禽類） 〈爬虫類・両生類〉任意確認 〈昆虫類〉任意採集、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 〈魚類〉任意採集 〈底生動物（淡水産貝類含む）〉任意採集、コドラート法 〈真正クモ類〉任意採集 〈陸産貝類〉任意採集</p> <p>調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地を対象に工事の実施又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地）の存在に係る動物への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>調査地点：調査地域の内、自然環境の状況及び利用状況等を考慮し、動物相の現状を適切に把握することができる範囲とした。調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲とした。猛禽類は「猛禽類保護の進め方（環境庁）」に基づき設定した。なお、設定にあたっては専門家から意見を聴取した。また、東海丘陵の小湿地群は、周辺の地形等の条件や専門家からの助言を勘案して、その地域を代表する動物の生息環境を網羅できる範囲として、西尾地区の南北に設定した。</p> <p>調査期間：</p> <p>哺乳類：四季（春季、夏季、秋季、冬季） 鳥類（一般鳥類）：五季（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季） 鳥類（希少猛禽類）：2 営巣期（1月～8月、3日/月）、 1 非営巣期（11月に1回、3日） 爬虫類：三季（春季、夏季、秋季） 両生類：四季（早春季、春季、夏季、秋季） 昆虫類：四季（早春季、春季、夏季、秋季） 魚類：四季（春季、夏季、秋季、冬季） 底生動物（淡水産貝類含む）：四季（春季、夏季、秋季、冬季） 真正クモ類：三季（春季、夏季、秋季） 陸産貝類：三季（春季、夏季、秋季）</p>

ア. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

生息が確認された種の内、表 8-4-1-1 に示す基準に該当するものを重要な種として選定した。

なお、重要な種の選定にあたっては、必要に応じて専門家の助言を受け、選定した。

表 8-4-1-1 重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法（昭和 25 年、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	自然環境保全法（昭和 47 年、法律第 85 号）	○：指定の地域
④	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年）	○：指定湿地
⑤	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年）	○：自然遺産の登録基準に該当するもの
⑥	愛知県文化財保護条例（昭和 30 年、愛知県） 春日井市文化財保護条例（昭和 57 年、春日井市） 名古屋市文化財保護条例（昭和 47 年、名古屋市）	県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
⑦	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年、愛知県条例第 3 号） 自然環境の保全を推進する条例（平成 24 年、春日井市）	指定：指定希少野生動植物
⑧	環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等（平成 24 年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類
	環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類（平成 25 年、環境省）	NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑨	レッドデータブックあいち 2009（平成 21 年、愛知県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
⑩	レッドデータブックなごや 2004（平成 16 年、名古屋市） レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺-（平成 22 年、名古屋市）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
⑪	日本の地形レッドデータブック第 1 集 （平成 12 年、小泉武栄・青木賢人）	○：動物や植物の生息地としての 重要な地形
	日本の地形レッドデータブック第 2 集 （平成 14 年、小泉武栄・青木賢人）	
⑫	湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～（平成 19 年 3 月、愛知県）	○：選定種
⑬	専門家の助言により選定した種	○：選定種

イ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

文献調査により、注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息及び生息環境の状況に関し、表 8-4-1-1 に示す基準に該当するものを調査した。

2) 調査結果

ア. 動物相の現状

現地調査による確認種数は、哺乳類が6目11科16種、鳥類が16目40科111種、爬虫類が2目8科12種、両生類が2目6科11種、昆虫類が20目262科1098種、魚類が6目8科19種、底生動物（淡水産貝類含む）が22目84科170種、真正クモ類が1目28科149種、陸産貝類が1目8科21種である。

イ. 重要な種の状況

文献調査及び現地調査により確認された重要な種は、哺乳類が6目11科18種、鳥類が13目26科57種、爬虫類が2目3科8種、両生類が2目5科12種、昆虫類が9目59科146種、魚類が8目12科31種、底生動物（淡水産貝類含む）が7目8科8種、真正クモ類が1目13科27種、陸産貝類が1目1科1種である。

ア) 哺乳類

文献及び現地で確認された重要な哺乳類とその選定基準を表 8-4-1-2 に示す。

表 8-4-1-2 重要な哺乳類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準									
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬		
1	モグラ	トガリネズミ	ホンシュウジネズミ	○							LP	EN			
2			ホンシュウヒミズ	○								EN			
3			コウベモグラ	○	○							LP	VU		
4	コウモリ	キクガシラコウモリ	ニホンキクガシラコウモリ	○							NT	CR			
5	ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	○	○							NT			
6			ホンドキツネ	○								CR			
7			イタチ	ホンドテン	○							NT	CR		
8				ホンドイタチ	○								VU		
9				ニホンアナグマ	○								DD	CR	
10	ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ	○								EX			
11			シカ	○								EX			
12			ウシ	○			特天					NT			
13	ネズミ	リス	ニホンリス	○								CR			
14			ムササビ	○								NT	CR		
15			ネズミ	ハタネズミ	○							NT	EN		
16				ホンシュウカヤネズミ	○	○				春日井市			VU	EN	
17				ホンドアカネズミ	○									VU	
18	ウサギ	ウサギ	ホンシュウノウサギ	○								CR			
計	6目	11科	18種	18種	3種	1種	0種	1種	0種	8種	18種	0種	0種		

注1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注2. 分類、配列等は、原則として「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（平成10年、環境庁）に準拠した。

注3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和25年、法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年、法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

- ⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年、愛知県条例第 3 号）
「自然環境の保全を推進する条例」（平成 24 年、春日井市）
愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物
- ⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等」（平成 24 年、環境省）
「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」（平成 25 年、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑨「レッドデータブックあいち 2009」（平成 21 年、愛知県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑩「レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺」（平成 22 年、名古屋市）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」（平成 19 年 3 月、愛知県）
○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種
- ⑬専門家の助言により選定した種
○：専門家の選定種

イ) 鳥類

文献及び現地で確認された重要な鳥類とその選定基準を表 8-4-1-3 に示す。

表 8-4-1-3(1) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬			
1	キジ	キジ	ウズラ	○					VU	VU	DD					
2	カモ	カモ	オシドリ	○					DD							
3			カワアイサ	○	○					VU						
4	コウノトリ	サギ	ヨシゴイ	○					NT	EN	EN					
5			ミゾゴイ	○					VU	EN	EN					
6			チュウサギ	○						NT		NT				
7			クロサギ	○							VU					
8	ツル	クイナ	クイナ	○						NT	NT					
9			ヒクイナ	○					NT	VU	VU					
10	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	○						VU						
11			ツツドリ	○						NT						
12			カッコウ	○								NT				
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○				春日井市	NT	VU	CR					
14	チドリ	チドリ	ケリ	○	○					DD						
15			イカルチドリ	○	○						VU	NT				
16			シロチドリ	○						VU	NT	NT				
17		シギ	ヤマシギ	ヤマシギ	○						NT	NT				
18				オオジシギ	○					NT	CR	VU				
19				オグロシギ	○						VU	VU				
20				ツルシギ	○					VU	VU	EN				
21				タカブシギ	○					VU	VU	VU				
22				ハマシギ	○						NT					
23				タマシギ	タマシギ	○					VU	VU	VU			
24				カモメ	コアジサシ	○				国際	VU	NT	VU			
25		タカ	ミサゴ	ミサゴ	○	○				NT	NT	NT				
26			タカ	ハチクマ	ハチクマ	○	○				NT	VU	VU			
27					オジロワシ	○		天	国内	VU						
28					チュウヒ	○					EN	EN	VU			
29					ツミ	○	○						NT	NT		
30					ハイタカ	○	○					NT		NT		
31					オオタカ	○	○			国内		NT	NT	NT		
32					サシバ	○	○					VU	VU	VU		
33					クマタカ	○				国内		EN	EN			
34					フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○						NT	NT	
35		コノハズク					○				愛知県			CR	EN	
36		フクロウ	○									NT	VU			
37		アオバズク	○									NT	VU			
38	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○						VU						
39			ヤマセミ	○							EN					
40		ブッポウソウ	ブッポウソウ	○	○					EN	CR					
41	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	○						EN						
42	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	○	○			国内	VU	EN	VU					
43	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○	○				VU	NT	NT					

表 8-4-1-3(2) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬
44	スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○						NT			
45		モズ	アカモズ	○					EN				
46		ツバメ	コシアカツバメ	○							VU		
47		ミソサザイ	ミソサザイ	○	○						NT		
48		カワガラス	カワガラス	○							VU		
49		ヒタキ	マミジロ		○						EN		
50			クロツグミ		○						NT		
51			アカハラ		○	○						VU	
52			コマドリ		○							VU	
53			コルリ		○							NT	
54			コサメビタキ		○							NT	
55			アトリ	コイカル		○							VU
56		ホオジロ	ホオアカ		○							VU	
57			ノジコ		○						NT	VU	DD
計	13 目	26 科	57 種	57 種	14 種	1 種	5 種	2 種	28 種	47 種	33 種	0 種	0 種

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本鳥類目録改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠した。

注 3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年、愛知県条例第 3 号)

「自然環境の保全を推進する条例」(平成 24 年、春日井市)

愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等」(平成 24 年、環境省)

「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成 25 年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「レッドデータブックあいち 2009」(平成 21 年、愛知県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑩「レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺」(平成 22 年、名古屋市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成 19 年 3 月、愛知県)

○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種

⑬専門家の助言により選定した種

○：選定種

り) 爬虫類

文献及び現地で確認された重要な爬虫類とその選定基準を表 8-4-1-4 に示す。

表 8-4-1-4 重要な爬虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬	
1	カメ	イシガメ	クサガメ	○								NT		
2			ニホンイシガメ	○	○					NT		NT		
3		スッポン	ニホンスッポン	○	○					DD	DD	VU		
4	有鱗	ヘビ	タカチホヘビ	○							DD			
5			シマヘビ	○								NT		
6			ヒバカリ	○								NT		
7			シロマダラ	○							DD	VU		
8			ヤマカガシ	○								NT		
計	2 目	3 科	8 種	8 種	2 種	0 種	0 種	0 種	2 種	3 種	7 種	0 種	0 種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名」(平成 24 年、日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

注 3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年、愛知県条例第 3 号)

「自然環境の保全を推進する条例」(平成 24 年、春日井市)

愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等」(平成 24 年、環境省)

「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成 25 年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「レッドデータブックあいち 2009」(平成 21 年、愛知県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑩「レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺」(平成 22 年、名古屋市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成 19 年 3 月、愛知県)

○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種

⑬専門家の助言により選定した種

○：選定種

I) 両生類

文献及び現地で確認された重要な両生類とその選定基準を表 8-4-1-5 に示す。

表 8-4-1-5 重要な両生類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬	
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ	○					VU	EN	CR			
2			コガタブチサンショウウオ	○					NT	DD				
3			ヒダサンショウウオ	○					NT	NT				
4		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	○		特天			VU	EN				
5		イモリ	アカハライモリ	○					NT	DD	CR			
6	無尾	アカガエル	ナゴヤダルマガエル	○				春日井市	EN	VU	CR			
7			ツチガエル	○	○					DD	EN		○	
8			トノサマガエル	○	○				NT		VU			
9			ナガレタゴガエル	○				愛知県			CR			
10			ニホンアカガエル	○								EN		
11			ヤマアカガエル	○							DD			
12			アオガエル	カジカガエル	○						NT			
計	2 目	5 科	12 種	12 種	2 種	1 種	0 種	2 種	7 種	10 種	6 種	0 種	1 種	

- 注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。
- 注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名」(平成 24 年、日本爬虫両棲類学会)に準拠した。
- 注 3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。
- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
 - ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
 - ⑦ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年、愛知県条例第 3 号)
「自然環境の保全を推進する条例」(平成 24 年、春日井市)
愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物
 - ⑧ 「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等」(平成 24 年、環境省)
「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成 25 年、環境省)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - ⑨ 「レッドデータブックあいち 2009」(平成 21 年、愛知県)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
 - ⑩ 「レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺」(平成 22 年、名古屋市)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
 - ⑫ 「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成 19 年 3 月、愛知県)
○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種
 - ⑬ 専門家の助言により選定した種
○：選定種

カ) 昆虫類

文献及び現地で確認された重要な昆虫類とその選定基準を表 8-4-1-6 に示す。

表 8-4-1-6(1) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬
1	トンボ	イトトンボ	ムスジイトトンボ	○							NT		
2			オオイトトンボ	○						VU	NT		
3			ベニイトトンボ	○					NT	VU	EN		
4			ヒヌマイイトトンボ	○					EN	EN	EX		
5			モートンイトトンボ	○					NT	NT	NT		
6		モノサシトンボ	グンバイトンボ	○					NT	EN			
7		アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ	○					EN	CR	EX		
8		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	○	○						CR	○	
9		サナエトンボ	キイロサナエ	○					NT	NT	EN		
10			ホンサナエ	○							EN		
11			ナゴヤサナエ	○					VU	NT	NT		
12			メガネサナエ	○					VU	NT	NT		
13			タベサナエ	○					NT				
14			フタスジサナエ	○					NT	VU	VU		
15			オグマサナエ	○					NT	VU	VU		
16			ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	○					NT	VU	VU	
17		アオヤンマ		○					NT	VU	VU		
18		マルタンヤンマ		○							NT		
19		コシボソヤンマ		○							NT		
20		サラサヤンマ		○							NT		
21		エゾトンボ	トラフトンボ	○						NT	VU		
22			キイロヤマトンボ	○					NT	NT	CR		
23			ハネビロエゾトンボ	○					VU	VU	DD		
24			エゾトンボ	○						EN	EN		
25		トンボ	ベッコウトンボ	○				国内	CR	CR	CR		
26			ハラビロトンボ		○							○	
27			ハッチョウトンボ	○	○						NT	○	
28			ヒメアカネ		○							○	
29			キトンボ	○						EN	EN		
30			マダラナニワトンボ	○					EN	EN	EX		
31			オオキトンボ	○					EN	CR	CR		
32	ゴキブリ		オオゴキブリ	○						DD	NT		
33	カマキリ		カマキリ	○						NT			
34		ヒメカマキリ	○							NT			

表 8-4-1-6(2) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準									
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬		
35	バッタ	コロギス	コロギス	○							NT				
36		アリツカコ オロギ	アリツカコオロ ギ	○							DD				
37		バッタ	ヤマトマダラバ ッタ	ヤマトマダラバ ッタ	○						VU				
38			セグロイナゴ	セグロイナゴ	○							NT			
39			ハネナガイナゴ	ハネナガイナゴ	○							DD			
40			ヤマトフキバッ タ	ヤマトフキバッ タ	○								NT		
41		ヒシバッタ	ギフヒシバッタ	○							DD				
42	ナナフシ	ナナフシ	トゲナナフシ	○							NT				
43			ホンドエダナナ フシ	○							DD				
44	カメムシ	グンバイウ ンカ	ハウチワウンカ	○					VU		NT				
45		マルウンカ	アカジマアシブ トウンカ	○						NT	EN				
46		セミ	ハルゼミ	ハルゼミ	○							NT			
47			チッチゼミ	チッチゼミ	○							VU			
48		ヨコバイ	スナヨコバイ	○						NT					
49		イトアメン ボ	イトアメンボ	○						VU	VU				
50		カタビロア メンボ	オヨギカタビロ アメンボ	○						NT	DD				
51		アメンボ	オオアメンボ	オオアメンボ	○	○					NT	EN			
52			エサキアメンボ	エサキアメンボ	○						NT	NT	EN		
53		コオイムシ	コオイムシ	コオイムシ	○	○					NT	DD			
54			タガメ	タガメ	○						VU	EN	EX		
55		タイコウチ	タイコウチ	タイコウチ	○								NT		
56			ヒメタイコウチ	ヒメタイコウチ	○	○						春日 井市	NT	VU	○
57			ミズカマキリ	ミズカマキリ	○									NT	
58		ミズムシ	ホッケミズムシ	○							NT	DD			
59		コバンムシ	コバンムシ	○							EN	CR	CR		
60		ナベブタム シ	トゲナベブタム シ	トゲナベブタム シ	○						VU	EX			
61	ナベブタムシ		ナベブタムシ	○							NT				
62	ツチカメム シ	シロヘリツチカ メムシ	シロヘリツチカ メムシ	○						NT		DD			
63	コウチュ ウ	カワラゴミ ムシ	カワラゴミムシ	○							NT	CR			
64		ハンミョウ	ハンミョウ	ハンミョウ	○							VU			
65			ホソハンミョウ	ホソハンミョウ	○						VU	VU	EN		
66			カワラハンミョ ウ	カワラハンミョ ウ	○							EN	CR	EX	
67		オサムシ	セアカオサムシ	セアカオサムシ	○							NT	VU		
68			キベリマルクビ ゴミムシ	キベリマルクビ ゴミムシ	○							EN	CR	CR	
69			フタモンマルク ビゴミムシ	フタモンマルク ビゴミムシ	○							EN	CR	CR	
70	コハンミョウモ ドキ		コハンミョウモ ドキ	○							EN	EN			

表 8-4-1-6(4) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬
102	コウチュウ	コガネムシ	アカマダラコガネ	○					DD	NT	EN		
103			コカブトムシ	○							NT		
104		タマムシ	クロマダラタマムシ	○						VU	EN		
105		ホタル	ヒメボタル	○	○							NT	
106			ゲンジボタル	○								EN	
107			ヘイケボタル	○								EN	
108		カッコウムシ	ヤマトヒメメダカカッコウムシ	○								DD	
109		ツチハンミョウ	マメハンミョウ	○								VU	
110		カミキリムシ	ケブカマルクビカミキリ	○							NT		
111			ヨツボシカミキリ	○						EN	EN	CR	
112			オオシロカミキリ	○								CR	
113		ハムシ	カツラネクイハムシ	○								VU	
114			キオビクビボソハムシ	○								DD	
115		ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ	○					NT	NT		
116	アリ		トゲアリ		○					VU			
117	スズメバチ		ヤマトアシナガバチ	○	○					DD			
118			モンズズメバチ	○						DD			
119	アナバチ		ニッポンハナダカバチ	○						VU	NT		
120	チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ	○							VU		
121			ミヤマチャバネセセリ	○							EN	CR	
122			チャマダラセセリ	○						EN	CR		
123		アゲハチョウ	ジャコウアゲハ	○								NT	
124			ギフチョウ	○	○				春日井市	VU	NT	CR	○
125		シロチョウ	ツマグロキチョウ	○						EN		NT	
126			スジボソヤマキチョウ	○							EN		
127		シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ	○								NT	
128			ウラクロシジミ	○								VU	
129			ゴマシジミ	○						CR	CR		
130			ヒメシジミ	○						NT	CR		
131			シルビアシジミ	○						EN	EX	EX	
132		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	○						VU	NT	EN	
133			ウラギンヒョウモン	○								EN	
134			ヒョウモンモドキ	○						CR	EX		
135			ヒオドシチョウ	○								NT	
136			オオムラサキ	○					NT	NT			

表 8-4-1-6(5) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬			
137	チョウ	ジャノメチョウ	ヒメヒカゲ	○				愛知県	CR	CR	EX					
138			クロヒカゲモドキ	○					EN	VU						
139			ジャノメチョウ	○								EX				
140			ウラナミジャノメ	○					VU	VU	CR					
141		ヤガ	マダラウスズミケンモン	マダラウスズミケンモン	○						DD					
142				ウスベニキョトウ	○						DD					
143				アトジロキリガ	○								NT			
144				トビイロアカガネヨトウ	○								NT			
145				コシロシタバ	○						NT					
146				トウカイツマキリアツバ	○								DD			
計				9目	59科	146種	141種	13種	0種	1種	3種	78種	88種	102種	5種	1種

注1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注2. 分類、配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」(平成7年、環境庁)に準拠した。

注3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年、愛知県条例第3号)

「自然環境の保全を推進する条例」(平成24年、春日井市)

愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物

⑧「環境省第4次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻类等」(平成24年、環境省)

「環境省第4次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成25年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「レッドデータブックあいち2009」(平成21年、愛知県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑩「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺」(平成22年、名古屋市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成19年3月、愛知県)

○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種

⑬専門家の助言により選定した種

○：選定種

か) 魚類

文献及び現地で確認された重要な魚類とその選定基準を表 8-4-1-7 に示す。

表 8-4-1-7 重要な魚類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ	○					VU	VU	CR			
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○					EN		NT			
3	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	○					EN					
4			ギンブナ	○					VU					
5			ヤリタナゴ	○					NT	NT	VU			
6			アブラボテ	○					NT	DD				
7			イチモンジタナゴ	○					CR	VU	EN			
8			タナゴ	○					EN					
9			イタセンバラ	○			天	国内		CR	CR			
10			ゼニタナゴ	○						CR				
11			カワバタモロコ	○						EN	VU			
12			ハス	○						VU				
13			ウシモツゴ	○					愛知県	CR	CR			
14			カワヒガイ	○	○					NT	NT			
15			ゼゼラ	○						VU		VU		
16			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ	○	○				DD			
17					コガタスジシマドジョウ	○					EN	NT	CR	
18	シマドジョウ	○										EN		
19	ホトケドジョウ	○							EN	VU	EN			
20	ナマズ	ナマズ	○							NT				
21		アカザ	○					VU	NT	EN				
22	サケ	サケ	○					NT						
23		アユ	○							NT				
24	ダツ	メダカ	メダカ南日本集団	○	○				VU	NT	VU			
25	カサゴ	カジカ	カマキリ	○					VU	VU	EN			
26			カジカ (中卵型)	○					EN					
27			ウツセミカジカ	○								EN		
28	スズキ	ドンコ	ドンコ	○						NT	EN			
29		ハゼ	カワアナゴ	○							VU			
30			チチブ	○							VU			
31			ウキゴリ	○							VU			
計	8 目	12 科	31 種	31 種	3 種	1 種	1 種	1 種	23 種	14 種	18 種	0 種	0 種	

- 注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。
 注 2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成 24 年度版生物リスト」(2012 年、リバーフロント研究所) に準拠した。
 注 3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。
 ① 「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)
 特天：特別天然記念物、天：天然記念物
 ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)
 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
 ⑦ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年、愛知県条例第 3 号)
 「自然環境の保全を推進する条例」(平成 24 年、春日井市)
 愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物
 ⑧ 「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等」
 (平成 24 年、環境省)
 「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成 25 年、環境省)
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 ⑨ 「レッドデータブックあいち 2009」(平成 21 年、愛知県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群

⑩「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺」(平成22年、名古屋市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群

⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成19年3月、愛知県)

○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種

⑬専門家の助言により選定した種

○：選定種

キ) 底生動物(淡水産貝類含む)

文献及び現地で確認された重要な底生動物とその選定基準を表8-4-1-8に示す。

表 8-4-1-8 重要な底生動物確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬	
1	原始紐舌	タニシ	オオタニシ	○						NT		NT		
2	基眼	ヒラマキガイ	ハブタエヒラマキガイ		○					DD				
3	イシガイ	イシガイ	フネドブガイ		○									○
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ	○						VU	VU	VU		
5	トンボ	サナエトンボ	タバサナエ	○						NT				
6	カメムシ	アメンボ	オオアメンボ	○	○						NT	EN		
7		コオイムシ	コオイムシ	○	○					NT		DD		
8	コウチュウ	ガムシ	コガムシ		○					DD				
計	7目	8科	8種	5種	5種	0種	0種	0種	6種	2種	4種	0種	1種	

注1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成24年度版生物リスト」(2012年、リバーフロント研究所)に準拠した。

注3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年、愛知県条例第3号)

「自然環境の保全を推進する条例」(平成24年、春日井市)

愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物

⑧「環境省第4次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻類等」(平成24年、環境省)

「環境省第4次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成25年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「レッドデータブックあいち2009」(平成21年、愛知県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑩「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺」(平成22年、名古屋市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群

⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成19年3月、愛知県)

○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種

⑬専門家の助言により選定した種

○：選定種

㌘) 真正クモ類

文献及び現地で確認された重要な真正クモ類とその選定基準を表 8-4-1-9 に示す。

表 8-4-1-9 重要な真正クモ類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬			
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ	○					NT	VU	CR					
2		カネコトタテグモ	カネコトタテグモ	○						NT	VU	CR				
3		トタテグモ	キノボリトタテグモ	○						NT	VU	EN				
4			キシノウエトタテグモ	○							NT	EN	CR			
5		ヒメグモ	ギボシヒメグモ	○								NT				
6		コガネグモ	キジロオヒキグモ	○							EN					
7			ビジョオニグモ	○								NT				
8			コガネグモ	○								NT	NT			
9			トリノフンダマシ	○								NT	NT			
10			オオトリノフンダマシ	○								NT	NT			
11			シロオビトリノフンダマシ	○	○							VU	VU		○	
12			アカイロトリノフンダマシ	○	○							VU	VU		○	
13			スズミグモ	○									NT			
14			ムツトゲイセキグモ	○								EN	CR			
15			ゲホウグモ	○								NT	VU			
16			コモリグモ	エビチャコモリグモ	○								VU			
17				カコウコモリグモ	○									CR		
18				テジロハリゲコモリグモ	○								EN	CR		
19				ミナミコモリグモ	○								VU	EN		
20		キシダグモ	ハヤテグモ	○								EN				
21		ササグモ	クリチャササグモ	○								VU				
22		スオウグモ	ムロズミソレグモ	○								DD	DD			
23		フクログモ	ハマキフクログモ	○									NT			
24			ヤギヌマフクログモ	○										VU		
25		ネコグモ	オビジガバチグモ	○								VU	VU			
26		ワシグモ	ヒゲナガツヤグモ	○									NT			
27		カニグモ	アシナガカニグモ	○								VU				
計	1 目	13 科	27 種	27 種	2 種	0 種	0 種	0 種	4 種	17 種	25 種	0 種	2 種			

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産クモ類目録」(2012 年、谷川明男)に準拠した。

注 3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年、愛知県条例第3号)
「自然環境の保全を推進する条例」(平成24年、春日井市)
愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物
- ⑧「環境省第4次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻类等」
(平成24年、環境省)
「環境省第4次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成25年、環境省)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑨「レッドデータブックあいち2009」(平成21年、愛知県)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑩「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺」(平成22年、名古屋市)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成19年3月、愛知県)
○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種
- ⑬専門家の助言により選定した種
○：選定種

け) 陸産貝類

文献及び現地で確認された重要な陸産貝類とその選定基準を表8-4-1-10に示す。

表 8-4-1-10 重要な陸産貝類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬
1	マイマイ	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ	○					NT	NT	EN		
計	1目	1科	1種	1種	0種	0種	0種	0種	1種	1種	1種	0種	0種

注1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。

注2. 分類、配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(1998年、環境庁)に準拠した。

注3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ⑦「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年、愛知県条例第3号)
「自然環境の保全を推進する条例」(平成24年、春日井市)
愛知県：愛知県指定希少野生動植物、春日井市：春日井市指定希少野生動植物
- ⑧「環境省第4次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類・昆虫類、陸産貝類・淡水産貝類、甲殻类等」
(平成24年、環境省)
「環境省第4次レッドリスト 汽水・淡水魚類」(平成25年、環境省)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑨「レッドデータブックあいち2009」(平成21年、愛知県)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑩「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺」(平成22年、名古屋市)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑫「湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～」(平成19年3月、愛知県)
○：湿地・湿原に生息又は利用する主な動物種
- ⑬専門家の助言により選定した種
○：選定種

ウ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

調査の結果、注目すべき生息地は確認されなかった。

(2) 予測及び評価

1) 予測

ア. 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・現地調査で確認された重要な種及び注目すべき生息地に対する工事の実施及び鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地）の存在による影響の程度	予測手法：既存の知見の引用又は解析により、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について予測した。 予測地域：工事の実施又は鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地）の存在に係る重要な種への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。 予測時期：工事中及び鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地）の完成時とした。

イ. 影響予測の手順

影響予測は、図 8-4-1-1 に示す手順に基づき行った。

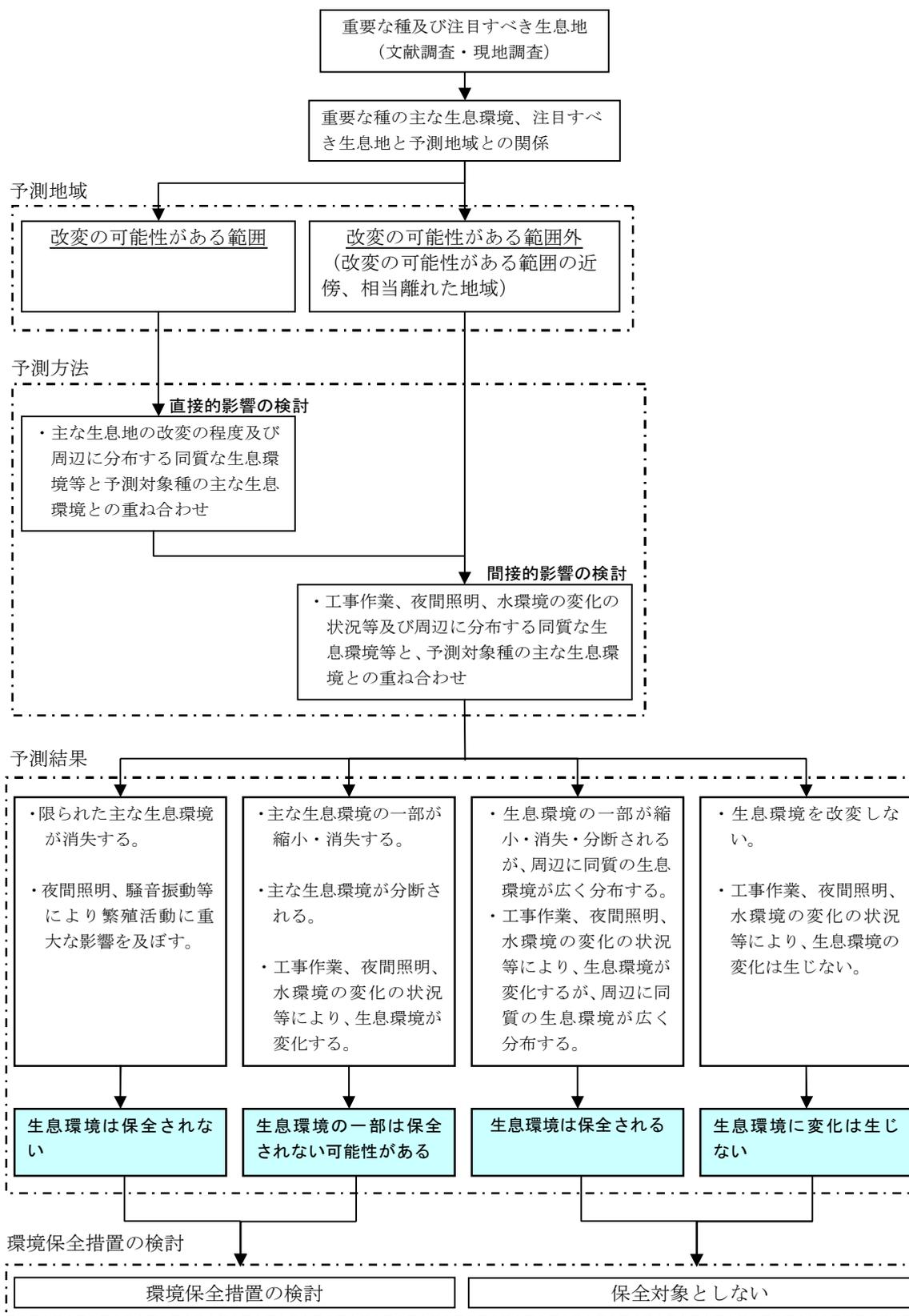


図 8-4-1-1 影響予測の手順

注 1. 「予測の手順」は予測の考え方を分かりやすく表現するために作成したものであり、予測は個別の種ごとに実施した。

ウ. 予測結果

ア) 現地調査で確認された重要な種に対する予測結果

現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要を表 8-4-1-11 に示す。

表 8-4-1-11(1) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
			変更の 可能性 がある 範囲	変更の 可能性 がある 範囲外	
哺乳類	コウベモグラ	草地		○	生息環境は保全される。
	ホンドタヌキ	河川敷		○	生息環境に変化は生じない。
	ホンシュウカヤネズミ	草地		○	生息環境は保全される。
鳥類	カワアイサ	水辺		○	生息環境に変化は生じない。
	ケリ	耕作地、水辺		○	生息環境は保全される。
	イカルチドリ	ため池、河川		○	生息環境に変化は生じない。
	ミサゴ	丘陵地		○	生息環境に変化は生じない。
	ハチクマ	丘陵地		○	生息環境に変化は生じない。
	ツミ	樹林		○	生息環境に変化は生じない。
	ハイタカ	丘陵地		○	生息環境に変化は生じない。
	オオタカ	丘陵地、樹林		○	生息環境は保全されない可能性がある。
	サシバ	樹林		○	生息環境に変化は生じない。
	ブッポウソウ	樹林		○	生息環境は保全される。
	ハヤブサ	市街地		○	生息環境に変化は生じない。
	サンショウクイ	樹林、耕作地、住宅地		○	生息環境は保全される。
	ミソサザイ	樹林		○	生息環境に変化は生じない。
アカハラ	河川		○	生息環境に変化は生じない。	
爬虫類	ニホンイシガメ	ため池、河川		○	生息環境に変化は生じない。
	ニホンスッポン	水辺、石垣、河川敷		○	生息環境に変化は生じない。
両生類	ツチガエル	谷部		○	生息環境は保全される。
	トノサマガエル	水田、水路	○	○	生息環境は保全される。

表 8-4-1-11(2) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
			改変の 可能性 がある 範囲	改変の 可能性 がある 範囲外	
昆虫類	ムカシヤンマ	水路		○	生息環境は保全される。
	ハラビロトンボ	湿地		○	生息環境は保全される。
	ハッチョウトンボ	湿地		○	生息環境は保全される。
	ヒメアカネ	湿地、水路		○	生息環境は保全される。
	オオアメンボ	河川		○	生息環境は保全される。
	コオイムシ	水路		○	生息環境は保全される。
	ヒメタイコウチ	水路		○	生息環境に変化は生じない。
	コガムシ	河川、河川敷、 草地		○	生息環境は保全される。
	ヤマトアオドウガネ	樹林、草地、河 川敷	○	○	生息環境は保全される。
	ヒメボタル	河川、外堀		○	生息環境は保全される。
	トゲアリ	樹林		○	生息環境に変化は生じない。
	ヤマトアシナガバチ	草地		○	生息環境に変化は生じない。
	ギフチョウ	草地、樹林		○	生息環境に変化は生じない。
魚類	カワヒガイ	ため池		○	生息環境は保全される。
	ドジョウ	河川		○	生息環境に変化は生じない。
	メダカ南日本集団	河川、水路	○	○	生息環境は保全される。
淡水産魚類 底生動物	ハブタエヒラマキガイ	水路	○	○	生息環境は保全される。
	フネドブガイ	水域		○	生息環境は保全される。
クモ類 真正	シロオビトリノフンダマシ	草地		○	生息環境は保全される。
	アカイロトリノフンダマシ	草地		○	生息環境に変化は生じない。

イ) 文献調査でのみ確認された重要な種に対する予測結果

文献調査により事業実施区域周辺に生息する可能性があると考えられる重要な種の内、現地調査では確認されなかった重要な種は、哺乳類 11 種、鳥類 34 種、爬虫類 6 種、両生類 7 種、昆虫類 108 種、魚類 28 種、底生動物 3 種、真正クモ類 18 種、陸産貝類 1 種であった。

工事の実施又は鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地）の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。また、東海丘陵の小湿地群は、土地の改変はないため、生息環境に大きな変化は生じない。山岳トンネル区間において、東海丘陵の小湿地群は確認されるものの、トンネルは深層に位置し、湿地の湧水は浅層の地下水により涵養されることから、生息環境に変化は生じない。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、生息環境は保全されると予測される。

2) 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「資材運搬等の適切化」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」「トンネル坑口への防音扉の設置」「工事従事者への講習・指導」及び「放流時の放流箇所及び水温の調整」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を表 8-4-1-12 に示す。

表 8-4-1-12 環境保全措置

環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由
重要な種の生息地の全体又は一部を回避	オオタカ	適	重要な種の生息地への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
資材運搬等の適切化	オオタカ	適	運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することによりオオタカへの影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用	オオタカ	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
トンネル坑口への防音扉の設置	オオタカ	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事従事者への講習・指導	オオタカ	適	不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
放流時の放流箇所及び水温の調整	—	適	トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性のあるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする種全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。

3) 事後調査

ア. 事後調査を行うこととした理由

本事業の実施による動物への影響は、環境保全措置を実施することにより回避又は低減できるものと予測する。

しかし、オオタカの環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施するものとする。

イ. 事後調査の項目及び手法

事後調査の内容を表 8-4-1-13 に示す。

表 8-4-1-13 事後調査の概要

調査項目	調査内容	実施主体
オオタカの生息状況調査	○調査時期・期間 工事中及び工事後の繁殖期 ○調査地域・地点 生息地周辺 ○調査方法 定点観察法	東海旅客鉄道株式会社

ウ. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針

事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握

に努めるとともに、専門家の助言も踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた改変時期の設定や改変期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。

エ. 事後調査の結果の公表方法

事後調査結果の公表は、原則として事業者が行うものとするが、公表時期・方法等は、関係機関とも連携しつつ、適切に実施するものとする。

4) 評価

ア. 評価の手法

評価項目	評価手法
<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査で確認された重要な種及び注目すべき生息地に対する工事の実施及び鉄道施設（非常口（都市部、山岳部）、変電施設、保守基地）の存在による影響の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

イ. 評価結果

ア) 回避又は低減に係る評価

計画路線は、計画段階において、大部分の区間をトンネル構造にする等により動物への影響の回避、低減を図っている。

春日井市西尾町付近で確認されたオオタカは、生息環境の一部が保全されない可能性があるとして予測されたが、現況の地形的な特徴から、オオタカの営巣エリアからの離隔を確保することや、低騒音型、低振動型機械の使用等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。

さらに、列車の走行に関する騒音等が野生動物に及ぼす影響に関しては、現時点で十分な知見が蓄積されていないが、影響の把握や保全措置等について、整備新幹線での対応状況もみながら検討を進めていく。

なお、オオタカへの環境保全措置は、その効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。

なお、東海丘陵の小湿地群については、非常口（山岳部）と本線を接続するトンネルから1km以上の離隔があることから影響はないと考えられる。

このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。